

Working Paper 発行規定

1 発行の主旨

主に以下の諸点を考慮し、学会誌を補完し、学会の研究活動を補強する目的で、地方部会及び研究分科会での研究活動のセミオフィシャルな研究活動記録として、ワーキングペーパーの発行を制度化する。

- 1) 機会の多い地方部会・研究分科会を通じての研究活動を促進することにより、学会の一層の発展を期待する。
- 2) 各部会・研究分科会での研究発表を、客観的に評価され得るセミオフィシャルな発表記録として残せるようにする。
- 3) 時代の趨勢を受け止め、学会として研究成果の公開時期をスピードアップする手段を確保する。
- 4) 特に若手研究者の研究の業績化のサポート・システムとしての機能を学会として確保する。
- 5) 限界のある学会誌のページ制限を補完して、十分に研究を記録出来る手段を学会として確保する。

2 発行責任の所在

学会は学会誌の発行を所管する。ワーキングペーパーはそれを補完するものとして発行の責任は各部会及び研究分科会とし、発行の最終責任者は部会長及び研究分科会主査とする。発行費用については、執筆者の負担とする。

3 ワーキングペーパーで扱う対象

当分研究発表に限り、調査、資料、書評、総説などは学会誌にゆだねる。

4 名称

「ASIM Working Paper」とする（注1）。

（注1） Association of the Study of Industrial Management (Japan) の略。

なお発行責任母体である各部会及び研究分科会は、シリーズナンバーに付ける次の記号で区別する。

（北海道：H、東日本：E、中部：C、西日本：W）

（グローバリゼーション研究分科会：Gl、環境経営学研究分科会：En、

人間・技術・情報研究分科会：Hu、工業経営の基本問題研究分科会：Ba、R&D研究分科会：Rd）

5 発行登録条件

発行登録には次の条件を満たさねばならない。

- 1) 学会会員であり、かつ当該部会あるいは研究分科会の会員であること。ただし部会・研究分科会から依頼された発表を行った他の部会会員あるいは会員以外の者も、希望あるいは必要あれば発行登録することが出来る。
- 2) 各部会あるいは研究分科会で発表したものであること。
- 3) 質疑応答を経て、かつその結果を反映したものであること。
- 4) 字数にしておおむね本文 10,000 字（図表、注などを除く）以上の論文であること。

5) 連名で発表する場合、その筆頭氏名は部会あるいは研究分科会での発表者とする。

6 登録手続き

発行を希望する者は、発行を希望する旨のカバーレター（書式なし）と論文原稿コピー3部を当該部会あるいは研究分科会の事務局を経由して部会長ないし研究分科会主査に発送すること。部会長あるいは研究分科会主査が指名する2名（注2）が審査し、その合意が得られれば、部会長あるいは研究分科会主査は事務局を通じて登録番号とともに許可を通知する。

（注2）2名は発表時の部会あるいは研究分科会出席の有無、研究内容に対応する専門などを考慮の上、その都度適切な候補を部会長ないし研究分科会主査が部会幹事あるいは研究分科会副査と相談の上選定し、依頼するものとする。

7 発行

発行希望者が下記のルールに従い、自分で発行し、必要箇所に発送すること。

1) 表紙をつけ、以下の表示をする。

ASIM Working Paper Series No. X-00-01 (注3) Feb.2000 (注4)

論題：邦文と英文

所属機関名：邦文と英文

氏名：邦文と英文

Working Paper 発行：工業経営研究学会X部会（または、工業経営研究学会 X 研究分科会）

発行責任者（部会長または主査）所属先アドレス

同 Tel.&FAX No.

（注3）X部会 2000 年の第 1 号を示す（なお X は H、E、C、W、Gl、En、Hu、Ba、Rd のいずれか）。

（注4）発行許可された年月を記載する。

2) 本文には最初に目次、末尾にまとめを入れ、目次も含め全体にページ番号を付ける。

3) サイズは A4 とする。本文は横書きで原則 40 字×32 行を目安とするが、求められた場合、多少の相違に限り認めることもある。

4) 発行者は本部事務局に 2 部、部会事務局あるいは研究分科会事務局に 10 部（注5）のほか、他に少なくとも学会会員に 10 部の発行・発送を義務づける。

（注5）部会幹事あるいは研究分科会副査用、審査員用に配布するほか、事務局保存用 2 部を予定する。なお配布先は部会長または主査が発行者に予め発送先を指定して依頼することが出来るものとする。

8 学会誌との関係

Working Paper はセミフォーマルな報文であるため、「工業経営研究」やその他の研究誌へのダブル投稿も差し支えない。報告の公表を急ぐ場合の速報的活用や、学会誌のページ制限で内容を十分学会誌に発表出来ない場合の全文発表、未完成研究の一部予報的公表などにも活用出来る。

ただし同一かそれに近い論文の重複発表となる場合では、学会の通念として業績としてはいずれか一方し

か認められない。また学会誌「工業経営研究」とのダブル発表については、混乱を避けるため同一かそれに近い内容である場合には差し控えることが望ましい。

ワーキングペーパーの要点を学会誌のページ制限内に圧縮して、正規の確定論文として発表する場合は、上記の範疇に含めない。

9 論文集

特定課題の論文集が、その一部にワーキングペーパーとして登録されたものを含み、かつ会長に申請した場合には、全体をワーキングペーパーと同様に扱う。

10 記録

ワーキングペーパーは、毎年3月までに発行されたものの論題と内容抄録を、当該年度の学会誌に掲載する。

11 発足と改訂

2000年10月の理事会の承認をもって、本則の発足とする。

改訂の必要がある場合には、理事会の審議、承認を得るものとする。

付則 1. 本規定は2000年10月14日より施行する。

2. 本規定は2004年9月11日より施行する。

3. 本規定は2014年9月10日より施行する。

4. 本規定は2015年8月29日より施行する。